〇厚生労働省告示第三十六日

法 元 事 律 労 ,業 働 第 者 主 八 及 + 派 び 遣 八 派遣 号) 事 · 業 第 の適 先 兀 が 講 + 正 ず 七 な べ 条 運 き措 の 三 営 \mathcal{O} 置 確 \mathcal{O} に 規 保 関 定 及 び する指針 に 基 派 造労働 づ き、 を 者 次 日 \mathcal{O} 雇 0 就業条 ように 派 遣 労 · 定 件 働 め、 の整 者 \mathcal{O} 備 亚 雇 成 用 等に関す <u>-</u> \mathcal{O} 安定 年 る法 等を 匹 月 义 律 日 る 昭昭 た か 5 \Diamond 和 六 適 12 用 + 派 遣 年 す

平成二十年二月二十八日

る。

厚生労働大臣 舛添 要一

雇 派 遣 労働 者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 安定等 を図るために派遣元事業主及び 派 遣 先が 講ず × き措置 に . 関 する

指針

日

第一 趣旨

規 律 定 昭昭 に \mathcal{O} ょ 和 指 り、 六 針 + は、 派 年 労働 遣 法 律 元 事 :第八 者 業主が 派 遣 + 事 八 講 号。 業の ずべ 適 以 下 き措見 正 な運 「労働者 置 営の に . 関 す 確 派 る指 保及び 造 法 針 派遣 という。) (平成十一 労働 者 年労働 第三 \mathcal{O} 就 章 業条 第 省告示第百三十七号。 件 節 \mathcal{O} 整 か 5 備 第三 等 に 節 関 ま する で 以 法 \mathcal{O}

る者 実 下 事 施 業 · 八 号。 を 派遣 主 図る 以 下 か 5 元 た 労 以 指 め 働 針 日 下 に 者 雇 「派 必 という。) 派 派 要な 遣 遣 遣先指針」 \mathcal{O} 労 事 役 働 項を定めた 務 者」 及び \mathcal{O} 提供 という。) という。) につい 派遣先 を受け もので が に加え る派遣 講ずべき措 あ る。 て労働 て、 先 が 置 日 講 者 に ずべ 々 関 派 又 は三十 き措 す 遣 る指 を行 置 う 日 針 に 関 派 以 平 遣 内 L て、 成 元 \mathcal{O} 事 + 期 間 その 業 年 を定 主 労 適 及 働 8 切 び 当 省 7 カン 0 該 雇 告 有 示 派 用 効 さ 第 遣 な 元 百 れ

第二 日 雇 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 安 定 を図 るため 12 必要な措 置

労働 者 派 遣契 約 \mathcal{O} 締 結 に · 当 た 0 7 \mathcal{O} 就 業 条 件 \mathcal{O} 確 認

る 接 派遣 分に 知 指 揮 識 確 命 先 認すること。 技術 は、 令することが 労働 又 は 者 経 験 派遣契約 見 \mathcal{O} 水 込 き 準 そ れ \mathcal{O} る者 締 \mathcal{O} 結 他 労 カゝ \mathcal{O} 働 ら、 申込みを行うに際 者 派 業 遣 務 契 \mathcal{O} 約 内 0) 容、 締 結 当 しては、 に 該 業務 際 L 定 就業中 を \Diamond 遂 行 るべ す \mathcal{O} き就 る 日 た 雇 業 派 \Diamond 条件 に 遣労働 必 0) 要とさ 者 内 直 な れ

期 務 間 \mathcal{O} 派遣 そ 内 容 元 \mathcal{O} 他 事 業主 労 当該 働 者 業 は、 派 務 を遂 派 遣 契 遣 約 行 先 との する \mathcal{O} 締 結 た 間 に 8 で . 際 労 に L 働 必 定めるべ 要とされ 者 派 遣契 き就業条 約 る を 知 締 識 結す 件 技 るに際 を事 術 又 前 は に 経 L きめ て 験 は \mathcal{O} 細 水 か 準 派 に 遣 把 労 先 握 働 が すること。 者 求 \Diamond 派 る 遣 業 \mathcal{O}

一 労働者派遣契約の期間の長期化

派 遣 元 事 業 主 及 び 派 遣 先 は 労 働 者 派 遣 契 約 \mathcal{O} 締 結 に 際 労 働 者 派 遣 \mathcal{O} 期 間 を 定 8) る に当た

L 0 7 7 可 は、 能 な 相 限 互 り に 長 協 く定 力 L つつつ、 8 る等 当該 日 雇 派 遣 派 遣 先 労 が 労 働 者 働 者 \mathcal{O} 雇 派 用 遣 \mathcal{O} \mathcal{O} 役 安定を図 務 \mathcal{O} 提 供 るために必 を受けようとする 要な配 慮をす 期 間 を 勘 案

 \equiv 雇 用 契 約 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 長 期 化

だ 望及 派 遣 け 派 労働 長 び 遣 労 期 元 者 に 働 事 者 す 業 \mathcal{O} る、 派 雇 主 遣 用 は 契約 当 \mathcal{O} 安 該 労 定 期 に 働 お 者 を 間 図 け を を 当 る労 る 日 た 該 雇 \Diamond 労 働 派 に 者 遣 働 必 者 派 労 要 働 遣 派 な 者 遣 \mathcal{O} とし 配 契 期 [慮を 約 間 7 を に すること。 勘 お 雇 け 案 1 る L 入 労働 て、 れようとするときは、 者 雇 派 用 契 遣 約 \mathcal{O} 期 \mathcal{O} 間 期 と合 間 に 当 わ つ 該 1 せ る て、 労 働 で 者 き 日 \mathcal{O} る

雇

希

兀 労 働 者 派 遣契 約 \mathcal{O} 解 除 に当たって 講ずべ き措 置

除 を行 派遣 お 先 うとす は、 専 うる場 5 派 合 遣 に 先 に は 起 派 因 遣 す る事 元 事 業 由 主 12 ょ \mathcal{O} 合意 り、 を得 労 働 る 者 派 遣 契 約 \mathcal{O} 契 約 期 間 が 満 了 す る 前 \mathcal{O} 解

(二) て、 に 帰 派遣 がすべ 当 該 元 き事 事 派 業 遣 主 先 由 及 \mathcal{O} 以 び 関 外 連 派 \mathcal{O} 事 遣 会 社 先 由 12 は で ょ \mathcal{O} 労働 就 0 業 て 労 者 \mathcal{O} 働 あ 派 者 遣 0 せ 契 派 遣 約 W 等 契 \mathcal{O} 約 契 12 約 ょ \mathcal{O} り、 解 期 間 除 当 が が 満 該 行 了 労 わ す 働 れ る前 者 た 場 派 遣 合 12 契 に 日 約 は 雇 12 派 遣労 係 互 1 る に 働 日 者 雇 連 携 \mathcal{O} 派 責 遣 L

労働 者 \mathcal{O} 新 た な 就 業 機 会 \mathcal{O} 確 保 を 図 ること。

者 派遣 派 遣 契 先 約 は \mathcal{O} 解 派 遣 除 先 を 行 \mathcal{O} 責 おうとする場 に 帰 す べ き事 合 に 由 は 15 ょ 日 ŋ 労 雇 働 派 遣 者 労 派 働 遣 者 契 約 \mathcal{O} 新 \mathcal{O} た 契 な 約 就 期 業 間 機 が 会 満 了 \mathcal{O} す 確 保 る を 前 図 12 労 働

遣 そ 他 れ 元 派 事 ぞ 遣 れ 業 先 これ は、 主 \mathcal{O} 責 及 12 が てバ 派 できな 帰 遣 派 す 遣 元 事 べ 先 き 業 \mathcal{O} 7 部 主 ときに 双 分 方 \mathcal{O} \mathcal{O} 分に は、 割 責 í 合 協 速 帰 に B す 0 議 ベ 7 L か た上 に、 7 き ŧ 事 $\dot{+}$ で 由 損 分 適 が 害 に考慮すること。 あ 切 \mathcal{O} 賠 る な 場 善 償 を 合 後 行 に 処 は、 理 わ 方 な 策 け 派 を 遣 れ 講 ば 元 事 ず な 5 業 ること。 な 主 ζ, 及 び ま 派 遣 た、 先 そ 派 \mathcal{O} \mathcal{O}

(四) 事 0 業主 て、 派遣 先 に 派 は、 遣 対 L 元 労 明 事 業 働 5 主 者 か 12 カン 派 す 遣 5 ること。 請 契 約 求 が \mathcal{O} あ 契 約 0 た 期 とき 間 が は、 満 了 労 す 働 る 前 者 派 に . 労 遣 働 契 者 約 派 \mathcal{O} 遣 解 契約 除 を 行 \mathcal{O} 解 う 理 除 を行う場 由 を当 該 合 派 遣 で

あ

元

第三 労 働 者 派 遣 契 約 に定 8 る 就 業条 件 \mathcal{O} 確 保

ま 就 カン 働 た、 業 者 派 派 遣 \mathcal{O} 遣 派 確 元 契 遣 保 事 業 約 元 \mathcal{O} 確 事 た 主 \mathcal{O} 認 業 8 定 は 12 すること。 主 8 は き に 派 8 遣 反 先 細 日 L を 雇 て か 定 な 派 1 情 遣 な 期 労 報 的 1 . こ と 提 働 に 者 供 巡 を行 か 口 \mathcal{O} 確 す 5 う等 認 ŧ ること等 等 就 業 に を行うととも \mathcal{O} ょ 状 に り 派 況 ょ 遣先、 り、 が 労 との に、 働 日 者 雇 派 連 派 日 絡 遣 雇 遣 契契 調 労 派 約 整 遣 働 を的 労 者 \mathcal{O} 定 働 \mathcal{O} 確 者 就 \Diamond に反 業 に \mathcal{O} 行 適 \mathcal{O} L うこと。 状 正 てい な 況 派 が な 労 遣

態 に 派 即 遣 L 先 た は 適 労 切 な 働 措 者 置 派 を 遣 契約 講 ず ること。 を 円 滑 か 0 的 確 に 履 行 す るた め、 次に 掲 げ る措 置 とそ \mathcal{O} 他 派 遣 先 \mathcal{O}

実

就 業 条 件 \mathcal{O} 周 知 徹 底

0

たことを

業場 令する職 労働 所 者 に 務上 撂 派遣契約 示 す \mathcal{O} る等 地 位 で定め に に . あ ょ り、 5 る者そ ħ た 就 周 知 0 業条件について、 0) 他 徹 \mathcal{O} 底 関 を 係 図ること。 者に当該就業条件 当 該 日 雇 -を記載 派 造労 l 働 た書 者 \mathcal{O} 業務 面を交付 \mathcal{O} 遂 行 を指! 又は 揮 就

命

就業場 所 \mathcal{O} 巡 口

所を巡 の労働者 口 し、 当 派遣契約について少なくとも一 該 日 雇 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 就 業 \mathcal{O} 状 回以 況 が 労 上の頻度で定期的に日雇 働 者 派遣 契 約 \mathcal{O} 定 め に 反 派遣労働 ĺ て ١ ١ 者 ない 0 就業場

(三) 就業状況 の報告

確

認すること。

上 0) 日 雇 頻 度 派 で定 造労 期的 働 者を に 当 直 該 接 指 日 揮 雇 命 派 遣 令する者か 労 働 者の 就 ら、 業 \mathcal{O} 状 \mathcal{O} 況 労 に 働 者 つ 7 派 て報告を求めること。 遣契 約 に 2 V) て少なくとも一回以

(四) 労働者 派遣 契約 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 遵守に係 る指 導

業 務 日 上 雇 \mathcal{O} 派 指 遣労働者を直接 示 を 行 わ な 1 ょ 指 いうに、 揮 命令する者に すること等の指導 . 対 し、 を 労 徹 働 底 者 派遣 すること。 契約 0 内 容 に違反することとなる

第 匹 労働 社 会保 険 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 促 進

日 雇労 働 被保 険 者 及 び 日 雇 特 例 被 保 険 次者に係 る適 切 な 手 続

派 遣 元 事 · 業 主 は 日 雇 派 遣 労 働 者 が 雇 用 保 険 法 (昭 和 匹 + 九 年 法 律 第百十六号) 第四十三条 第

手続」 け 定す 項 7 る日 に規定 1 という。) る者 雇 とする 特例被保) 以 下 日 を適切 雇 「手 険者に該当し 労働被保険者 帳 に行うこと。 所 持 者」 とい 文は 日 . う。) 健 雇 康保険 労 働 である 被 保 法 険者手帳 大正 場合 に 十 一 は、 又は 年法律第七十号) 印 日 紙 雇 \mathcal{O} 特 例被保 貼 付 等 険 \mathcal{O} 者 手 第三条第二 続 手 帳 以 の 交 下 付 項 日 を受 に 雇 規

労 働 社会保険に係る適切な手続

第二 保及 る れ 該 る 届 て 手 日 派 び 遣 出 () 十七条 続 雇 派 を行うときは、 る を 派 元 遣 場 適 事 遣労働 合 労働者に 切 業 *の* 主 に に 第 者の は、 は 進 め、 就 つ 当 そ 項各号に 光業条件 ک **\ 該 被保証 0 0) て労働者 届 雇 限 出 険 用 八者で りでないこと。 を行 の整: す 撂 Ź げげ る書類 あ 備等に 日 0 派遣を行う場 る旨 て 雇 か 派 造党 5 関する法律 \mathcal{O} \mathcal{O} 労 働 行 届 政 働 出 者 合であって、 者 機 を 関 派 \mathcal{O} V 施行 う。 就 遣を行うこと。 0 業 規則 届 0 以下 状 出 当該労働者派 況等を踏 単に (労働 留昭 和六十一 届 者 ただし、 「まえ、 派遣 Щ 年労働 遣 事 という。) 当該 業 労 働 \mathcal{O} 開 \mathcal{O} 始 届 省令第二十号) 適 後速 出 社 正 が な 会 が P 必 運 保 必 か 要とさ 要とな 営 険 に に \mathcal{O}

確

係

三 派 遣 先 に . 対す る通 知

者 届 で 出 派 を行 あ 遣 る場場 元 事 0 てい 業 合に 主 お る は か 7 労働者 て 否 は、 か を 派 通 派遣法第三十五 遣 知す 先 に ること。 . 対 Ļ さら 条に基づき、 日 雇 に、 手 ,続 派遣 を行う 元 派遣先に対 カ 事 行え 業 主 な は Ļ 1 カ 日 を 雇 日 雇 通 派 造労 知 派 す 遣 ること。 働 労働者に 者 が 手 0 帳 所 持 7

届 出 又 は 日 雇 手 続 を 行 わ な 1 理 由 12 関 す Ź 派 遣 先 及 び 日 雇 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 通 知

者 及 派 遣 び が 派 当 手 先 遣 該 帳 及 元 び 事 日 所 当 持 業 雇 者 派 該 主 遣 で 日 は 労 あ 雇 働 る 派 日 者 場 遣 雇 に 合 労 派 対 働 遣 で あ 者 労 し、 に 働 0 て、 者 通 対 に 知 L す 日 0 ること。 雇 通 1 知 7 手 続 す 届 を ること。 出 行 を え 行 な 0 さら 7 1 とき 1 に、 な に 1 は 場 派 遣 合 そ に 元 事 は \mathcal{O} 具 業 体 そ 主 的 は \mathcal{O} な 具 体 理 日 由 的 雇 な を 派 理 派 遣 遣 労 由 先 を 働

五. 派 遣 先 に ょ る 届 出 又 は 日 雇 手 続 \mathcal{O} 確 認

者 12 適 該 を 当 行 届 正 に 派 0 該 出 遣 で 0 7 な を 先 1 届 か 1 7 は 出 行 と考 当 5 が 0 該 た 行 派 派 え 遣 又 遣 届 わ す 5 は 出 れ 元 るよう れ 事 又 る 日 る場 業 は 雇 ŧ 当 手 主 \mathcal{O} 又 合 該 を 続 が は に 含む。) を行 日 届 当 は 雇 出 う 該 手 又 続 日 日 派 は を受 遣 を 雇 雇 日 行 手 元 派 雇 け 遣 続 手 事 わ 入 労 を 業 な 続 行 れ 主 1 働 を るべ う 理 者 行 に よう う 対 由 (当 き 必 \mathcal{O} で 求 通 該 要 あ \emptyset が 当 知 派 り、 ること。 該 を 遣 あ 受 先 る 日 げ 派 日 雇 ^ 遣 た \mathcal{O} 派 雇 場 労 遣 元 派 事 合 労 働 遣 業 働 者 労 に 主 者 お 働 派 カゝ に 者 遣 1 5 に 0 て \mathcal{O} 1 日 開 0 7 当 雇 始 1 当 該 派 7 後 は 該 理 遣 速 労 届 Þ 由 当 働 か 出 が

第 五. 日 雇 派 遣 労 働 者 12 対 す る 就 業 条 件 等 \mathcal{O} 明 示

に 働 関 者 派 と 遣 す る 0 元 労 事 事 業 項 働 主 契 労 約 は 働 \mathcal{O} 締 労 時 間 働 結 基 12 に 関 際 準 法 す L る 事 労 昭 和 項 働 契 十二 賃 約 金 \mathcal{O} に 年 期 関 間 法 律 す 12 る 関 第 事 す 兀 + 項 る 事 九 労 号) 項 使 協 第 就 定 業 十 五. 12 \mathcal{O} 基 場 条 づ に 所 く賃 基づ 及 び 金 従 き、 事 \mathcal{O} す 日 部 べ 雇 き 控 派 業 遣 除 務 労 \mathcal{O}

た、 取 扱 そ 7 · を含 \mathcal{O} 他 む。 \mathcal{O} 労働条件 及 び 退 に 職 つ に 7 関 ても、 する 事 書 項 面 に \mathcal{O} つい 交付 て、 により 書 明 面 \mathcal{O} 示 交 付 を行うよう努め に ょ る 明 示 ること。 を 確 実 に 行 うこと。 ま

遣 労 派 働 遣 者 元 に 事 対 業 主 し 労 は 働 者 干 デ 派 遣 ル 法 就 業 第三十 条 件 匹 明 条 示 12 書 規 (日 定 する就 雇 派 遣 業条 携 件 帯 、 等 X] \mathcal{O} 明 ル 示 用 を 確 \mathcal{O} 実 活 に 用 行うこと。 等 に ょ り、 日 雇 派

第六 教育訓練の機会の確保等

十

· 条

に

. 基

づ

き、

日

雇

派

遣

労

働

者

 \mathcal{O}

職

業

能

力

 \mathcal{O}

開

発

及

び

向

上

を

図

ること。

- 派 遣 元 事 業 主 は 職 業 能 力 開 発 促 進 法 昭 和 兀 + 几 年 法 律 第 六 十四四 号) 及 び 労 働 者 派 遣 法
- 練 12 派 遣 0 7 元 事 て 業 は、 主 は 派 遣 就 日 業 雇 前 派 に 遣 労働 実 施 者 L が な け 従 事す れ ば なら る 職 務 な 7 \mathcal{O} 遂 行 に 必 要な能・ 力を付 与するため 0) 教 育 訓
- \equiv す Ź 派 ため 遣 元 \mathcal{O} 事 教育 業 主 訓 は 練 を実 日 雇 施するよう努め 派 遣 労 働 者 が 従 ること。 事 す る 職 務 を)効率: 的 に 遂 行 す るた、 8) に 必 要な 能能 力 を 付 与
- 兀 務 派 \mathcal{O} 内 遣 容 元 事 職 業 務 主 は \mathcal{O} 成 二及 果、 意 び三に 欲 撂 能 げ 力 る教 及 \mathcal{U} 経 育 験 訓 等 練 に 以 応 外 じ、 \mathcal{O} 教 育 実 施 訓 す 練 る に ことが 0 1 7 望 は、 ま L 日 \ \ 雇 派 造労 働 者 \mathcal{O} 職
- 五 当 る 期 該 派 間 労 遣 分働 及 元 者 事 び 業 日 0 適 主 は 就 性 業 時 能 日 間 力 雇 等 派 を 遣 就 勘 業 労 働 場 案して、 者又は 所、 派 最 日 遣 先 ₽ 雇 に 適 派 合 遣 お 労働者とし け L た る 就 就 業 業 環 0 7 境 機 等 会 雇 用 に \mathcal{O} 0 確 しようとする労働 7 保 を て当 図 該 るととも 労労 働 者 者に に、 \mathcal{O} 希 望 就 0 と適 業 1 て、 す

合するような就 業 機会 を 確 保 するよう努 8 ること。

六 働 宜 者 派 遣 \mathcal{O} 教 先 育 は う努 訓 派 練 遣 ること。 能 元 事 力 業 開 主 発 12 が 行 0 う 1 教 て 育 可 訓 練 能 Þ な 限 日 雇 ŋ 協 派 遣 力 す 労 働 る 者 ほ \mathcal{O} か 自 主 必 的 要 に な 能 応 ľ 力 開 た 教 発 育 等 \mathcal{O} 訓 練 日 に 雇 係 派 る 遣 労 便

第 七 関 係 法 令 等 \mathcal{O} 関 係 者 \mathcal{O} 周 知

を

义

る

ょ

8

- うとする 法 周 令 知 派 等 を 遣 徹 に 元 者 底 関 事 すること。 12 業 す 対 る 主 す コ は る関 ナ 日 また、 係 雇] 法令 を設 派 遣 等 け 労 派 遣 る 働 \mathcal{O} 者 な 周 元 ど、 を 事 知 を 業 登 徹 主 日 録 底 は 雇 す す る 派 遣 ること。 登 た 録 労 8 働 説 \mathcal{O} 者 明 ホ 会等 となろうとする者 ム を活用 \sim ジ を L て、 設 け に 7 日 対 雇 1 す 派 る 遣 る 場 関 労 合 働 係 に 者 法 は とな 令 等 関 ろ 係 \mathcal{O}
- 派 び に 遣 派 労働 先、 遣 元 者 事 日 業 派 雇 遣 主 派 遣 法 は 第三 労 働 労 者 章 働 等 第 者 几 \mathcal{O} 派 節 関 遣 係 に 法 者 規 \mathcal{O} 定 規 \sim す 0 定 る 周 に 労 知 ょ 働 る \mathcal{O} 基 派 徹 準 遣 底 を 法 元 等 事 义 業 る \mathcal{O} た 主 適 \Diamond 及 用 に、 び 12 関 派 す 遣 文 書 る 先 特 が \mathcal{O} 配 例 講 等 ず 布 × 関 等 き \mathcal{O} 係 措 法 措 令 置 置 を 12 \mathcal{O} 講 内 <u>つ</u> ず 1 容 て、 る 並

こと。

三 兀 揮 節 命 派 令す に 遣 規 先 える者、 定す は、 Ź 労 労 働 日 雇 働 者 基 派 派 遣 遣 準 法 労 法 働 等 \mathcal{O} 規定 者 \mathcal{O} 等 適 に \mathcal{O} 用 関 ょ に 関 る 係 す 者 派 遣 ^ る 特 先 \mathcal{O} 周 が 例 等 講 知 ず 関 \mathcal{O} × 徹 係 き措 底 法 令 を 図 12 置 る 0 \mathcal{O} た 内 7 て、 8) 容 に、 及 び 日 文 労 雇 書 働 派 遣 者 \mathcal{O} 労 配 派 働 遣 布 等 者 法 第三 を \mathcal{O} 措 直 接 章 置 を 指 第

講ずること。

几 厚 明 な 生 及 派 遣先 び に 日 職 関 雇 場 は す 派 生 る 遣 労 活 措 日 働 上 置 雇 留 者 派 \mathcal{O} 意 遣 を 内 労 を 直 容 要す 働 に 接 者 指 0 る事 0) 揮 1 受入 7 命 項 令 \mathcal{O} E す れ 説 る に 0 明 7 者 際 7 Ļ 以 日 外 \mathcal{O} 雇 助 日 \mathcal{O} 派 言 遣 雇 派 等 遣 労 派 遣 を行うこと。 先 働 労働 者 \mathcal{O} 労 が 者 働 円 者 が 滑 لح 利 か 用 \mathcal{O} 0 業 的 できる 務 確 上 に 派 就 \mathcal{O} 関 業 遣 係 す 先 る 0) に 各 た 0 種 8 1 7 に \mathcal{O} 福 \mathcal{O} 必 説 要 利

第八 安全衛生に係る措置

- 派 遣 元 事 業 主 は 日 雇 派 遣 労 働 者 に 対 L て、 労働 安 全 衛 生 法 昭昭 和 兀 + 七 年 法 律 第 五. + 七 号)
- う、 U 第 派 遣 五. るよう努め 派 遣先 + 元 日 事 雇 九 業 条 は 派 第 主 遣 労 る か 派 等、 項に 働 遣 5 者 雇 元 事 規 が 入 日 定す 業 雇 れ 従 時 事 主 派 す る 遣 が \mathcal{O} 労働 る業 安 日 雇 全 雇 入 者 衛 務 れ 派 生 遣 時 \mathcal{O} に 安 教 係 労 \mathcal{O} 安全 全 育 る 働 者 情 衛 \mathcal{O} 衛 生 委 報 に に 生 託 を 対 教 係 派 す \mathcal{O} る る 育 申 遣 措 を 入 元 雇 置 れ 確 事 入 を実 業 実 れ が に あ 主 時 行 施 0 に \mathcal{O} す 安 対 た わ 場場 る 全 L な 合に た 積 衛 け め 極 生 れ 教 に は 的 ば な 必 可 に 育 要 5 提 を 能 な な な 供 適 協 限 するととも 切 力 りこ に行えるよ B れ 配 慮 に 忘 を
- 三 衛 置 を 生 派 造先 確 法 第 実 に は 五. 行 + わ 九 日 条 な 雇 第三 け 派 れ 遣 ば 項 労 な 働 12 5 者 規 定 ないこと。 \mathcal{O} 安 す 会と健 る 危 険 有 康 害 \mathcal{O} 業 確 務 保 就 に 業 責 務 時 \mathcal{O} を 安全 有することを十 一衛生教 育 0 適 分 に 切 な 認 実 識 施 等 必 労 要 働 な 安 措 全

行うこと。

第九 労働条 件 確保 に 保る 措置

派 遣 元 事 · 業 主 は 日 雇 派 遣 労働 者 の労働条件の確保に当たっては、 第五 の一に掲げる労働 件

 \mathcal{O} 明 示 \mathcal{O} ほ か、 特 に 次 に 掲 げ る事 項 へに留す 意すること。

(\longrightarrow) 賃 金 \mathcal{O} 部 控 除

派遣 元 事 業 主 立は、 日 雇 派遣労働者の賃金について、 その一 部を控除する場合には、 購 買 代 金、

ることに留 意 Ļ 不 適 正 な 控 除 が 行 わ れ な 1 ようにすること。

労働 時 間

福

利

厚

生

施

設

 \mathcal{O}

費

用

等

事

理

明

白

な

Ł

 \mathcal{O}

に

つ

7)

7

適

正

な労使協

定を締

結し、

た

場合

に

限

Ŋ

認

8

5

れ

指

揮

監

督

 \mathcal{O}

下

に

あ

り、

当

該

時

間

 \mathcal{O}

自

由

利

用

が

当

該

日

雇

派

遣

労

働

者

に

保障

さ

ħ

7

1

な

1

た

 \Diamond

労

働

派 遣 元 事 業 主 は、 集 合 場 所 カゝ 5 就 業 場 所 ^ 0 移 動 時 間 等 で あ 0 て ŧ, 日 雇 派 遣 労働 者 が そ \mathcal{O}

時 間 に該 当する場合に は、 労 働 時 間 を 適 正 に 把握 Ļ 賃 金を支払うこと。

関 係 法 令 を 遵守、 す ること。

に掲

げ

る事

項

 \mathcal{O}

ほ

か、

派

遣

元 事

業

主

及

び

派

遣

先

は、

日

雇

派

造労

働

者に関

L

て、

労働

基

準

第十 情 報 \mathcal{O} 公 開

派 遣 元 事 業主 は 日 雇 派遣 労働 者 及 び 派 遣先 が 良 質 な 派 遣 元事 業主 を 適 切切 に 選 択 で きる よう、 労

働 者 派 遣 \mathcal{O} 実 績、 派 遣 料 金 \mathcal{O} 額 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 賃 金 \mathcal{O} 額 教 育 訓 練 そ \mathcal{O} 他 事 業 運 営営 \mathcal{O} 状 況 に 関 する

情報を公開すること。

第十一派遣元責任者及び派遣先責任者の連絡

派 遣 元 責 任 者 は 日 雇 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 就 業 に 関 労 働 者 派 遣 法 第 + 六 へ 条 に 規 定 す る 派 遣 労 働

調

整

等

者に対する必要な助言及び指導等を十分に行うこと。

派 遣 元 責 任者及び 派 遣先責任者 は、 日 雇 派 遣 党働者 0 就 業に関 労働 者 派遣法第三十 - 六条 及

び 第 兀 + 条 に 規 定す Ź 派 遣 党労働 者 か 5 申 出 を受け た苦 情 \mathcal{O} 処 理、 派 遣労 働 者 \mathcal{O} 安 全、 衛 生等 に

関する相互の連絡調整等を十分に行うこと。

第十二 派遣先への説明

派 遣 元事 業 主 は 派 遣 先 が 日 雇 派 遣労 働 者 に 0 7 7 \mathcal{O} 指 針 12 定 8 る 必 要な 措 置 を 講ずることが

できるよう 12 する た め、 派 遣 先 に 対 労 働 者 派 遣 契 約 \mathcal{O} 締 結 に 際 Ļ 日 雇 派 造労 働 者 を 派 遣 する

ことが予定され 7 7) る場合に は そ 0 を 説 明 すること。 また、 派 遣 元 事 業 主 は、 派 遣先 に 対

労働 者 派遣をする に 際 し、 日 雇 派遣労働者 を 派 遣する場合には、 そ 0 旨 を説明すること。

第十三 その他

日 雇 派 遣 労 (働者 12 つい て労 働 者派 遣を行う派 遣 元 事 業主 及 Ű 当 該 派 遣 元 事 業 主 か 5 労 働 者 派 遣 \mathcal{O}

役務 \mathcal{O} 提供 を受け る派 遣 先に対 して ŧ 派 遣 元指: 針 及び 派遣先指 針 は当 「然に適用 用さ れるも 0 で ある

ことに留意すること。